**旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告**

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

(一)　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第三八二号　昭和五十一年十月八日

(二)　商号　アルピコ観光サービス株式会社

(三)　名称、住所及び代表者の氏名　アルピコ観光サービス株式会社　長野市小島田町二一三一番地一　代表取締役　小林　史成

(四)　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業支店　長野市小島田町二一三一番地一

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十七年五月一日

四、当協会に預託した保証金等の額　百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関る取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額は、それぞれ、七千万円及び百万円也です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十七年六月十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

公長　田川　博己

**旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告**

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

(一)　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一六四八号　平成十四年十月二日

(二)　商号　東武トラベル株式会社

(三)　名称、住所及び代表者の氏名　東武トラベル株式会社　東京都墨田区向島一丁目三三番一二号　代表取締役　坂巻　伸昭

(四)　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都墨田区向島一丁目三三番一一号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十四年十二月二十日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十七年四月十六日

四、当協会に預託した保証金等の額　七百十万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関る取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、一億二千万円及び七百十万円也です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十七年六月十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

公長　田川　博己

**債権申出の公告**

当社は、平成二十六年十二月十八日付で破産終結決定により解散しましたが、残余財産の清算のため、平成二十七年五月十五日、山口地方裁判所下関支部（平成二十七年（ヒ）第七号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年六月十一日

山口県下関市卸新町一三番地一

株式会社クラモト

清算人　弁護士　清水　弘彦

連絡先　山口県下関市豊北町九番五号

清水弘彦法律事務所

**債権申出の公告（第１回）**

当基金は、平成二十七年五月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年六月十一日

京都府京都市伏見区竹田向代町四八―三

京都府トラック事業厚生年金基金

代表清算人　家原利一良

**旅行業者営業保証金取戻し公告**

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成27年6月11日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社ヴィジョンワールド　②地域限定旅行業　③東京都知事登録旅行業地域―6693号　④株式会社ヴィジョンワールド　東京都新宿区上落合二丁目27番12―301号　代表取締役　朴賢周　⑤本社営業所　東京都新宿区上落合２―27―12―301　⑥平成25年８月22日　⑧平成27年５月13日　⑩100万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区上落合二丁目27番12―301号　株式会社ヴィジョンワールド　代表取締役　朴賢周

B　①株式会社アウペカンパニー　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―4200号　④株式会社アウペカンパニー　東京都品川区東五反田一丁目23番２号　代表取締役　城田春男　⑤本社営業所　東京都品川区東五反田１―23―２城田ビル301　⑥平成９年４月15日　⑧平成27年４月15日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都品川区東五反田一丁目23番２号　株式会社アウペカンパニー　代表取締役　城田春男

B　①株式会社ニコス　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―2930号　④株式会社ニコス　東京都千代田区丸の内二丁目１番１号　代表取締役　陣内英彦　⑤本社営業所　東京都千代田区丸の内二丁目１番１号明治安田生命ビル19Ｆ　⑥平成１年６月22日　⑧平成27年５月19日　⑩450万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区丸の内二丁目１番１号　株式会社ニコス　代表清算人　陣内英彦